

東シナ海における試掘権の設定について

平成 17 年 7 月 14 日

帝国石油株式会社

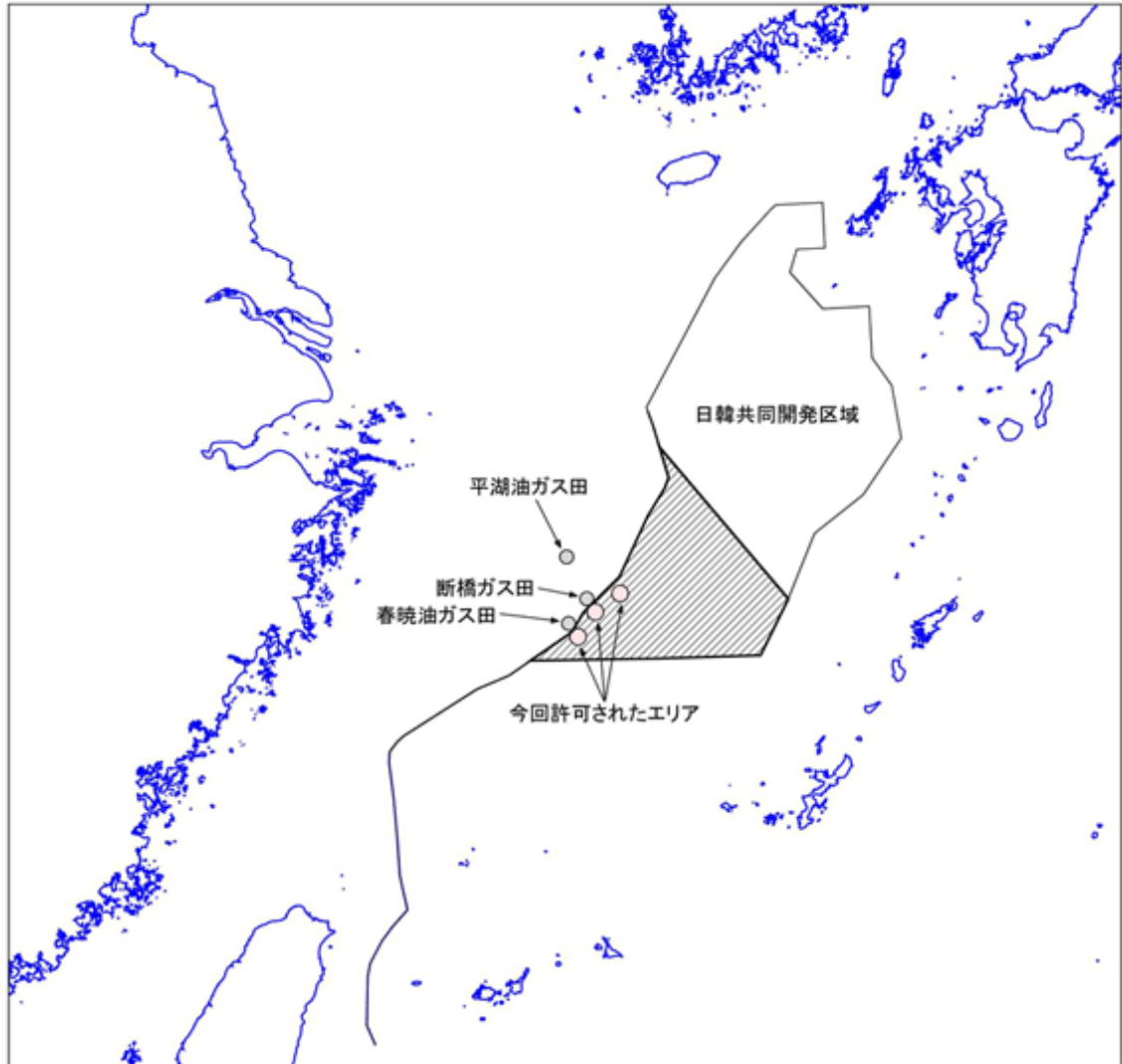
帝国石油株式会社（本社：東京都渋谷区、社長：梶岡雅俊）は、経済産業省の東シナ海試掘権設定の処理手続き開始を受けて、去る 4 月 28 日付で九州経済産業局宛に同海域の試掘権設定願いを提出していましたが、本日、同局から試掘権設定願いを許可した旨の連絡を受けました。

この許可通知を受けて、当社といたしましては、申請した三つのエリア（約 400Km²；別紙参照）に対し、今後、関係法令に基づいて登録手続きを進めてまいります。最終的な試掘権設定登録は、1 ヶ月後になるものと見込んでおります。

当社では、昭和 44 年の試掘出願以降 35 年を経てようやく試掘権が許可されることとなりましたため、将来的に試掘を実施したいと考えておりますが、同海域では作業の安全確認を始め種々の問題を抱えており、試掘作業の具体化にあたっては関係官庁等と協議した上で判断していきたいと考えております。

以上

試掘権設定願いが許可されたエリア



※4月13日付経済産業省発表資料を基に作成